

生活保護制度における勤労控除等について

厚生労働省社会・援護局保護課

- 1 勤労控除について 2 p
- 2 各委員からの報告について 1 6 p

1 勤労控除について

1. 勤労控除の概要

(1) 勤労に伴う必要経費を補填

勤労収入を得るためには、勤労に伴う被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうちの一定額を控除する。

(2) 勤労意欲の増進・自立助長

「生活保護法の目的の一つである自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう制度を見直す必要がある。（昭和60年12月17日 中央社会福祉審議会意見具申）」（詳細は8ページ参照）

2. 勤労控除の種類

① 基礎控除 [上限額 月額 33,190円（1級地） 勤労収入額8,000円までは全額控除]

※生活扶助基準改定率並びで改定

- 勤労に伴って必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。
- 基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式（収入金額比例方式）を採用している。

② 特別控除 [年間勤労収入額の1割 上限額 年額 150,900円（1級地）]

※生活扶助基準改定率並びで改定

- 勤労に伴って必要となる年間の臨時的な経費に対応するもので、年間を通じて一定限度額の範囲内で必要な額を控除するもの。

③ 新規就労控除 [基準額 月額 10,300円（各級地共通）就労から6か月間]

※物価伸び率で改定

- 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その勤労収入から一定額を控除するもの。

④ 未成年者控除 [基準額 月額 11,600円（各級地共通）]

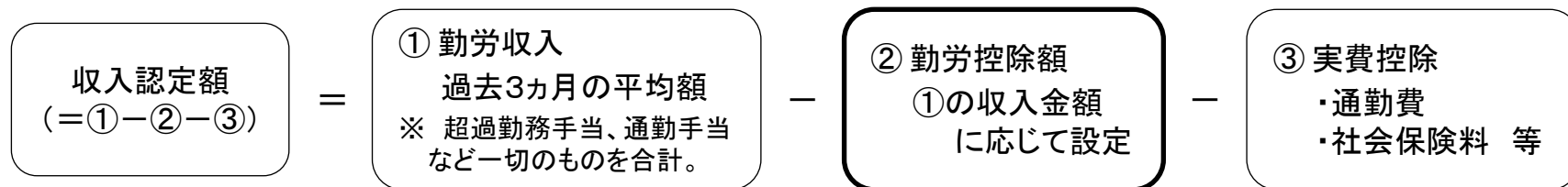
※生活扶助基準改定率並びで改定

- 20歳未満の者が就労している場合に、その勤労収入から一定額を控除するもの。
- 単身の者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にあるものについては認定しない。

※ この他に必要経費として、通勤費や社会保険料などが控除される。

(参考)

勤労控除と収入認定との関係(勤労収入の場合)



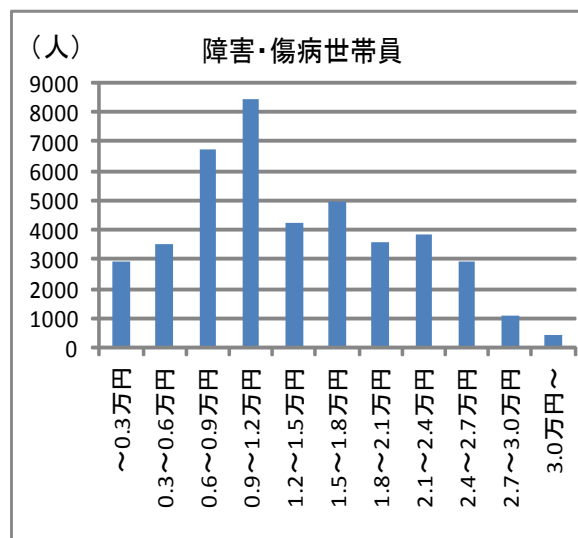
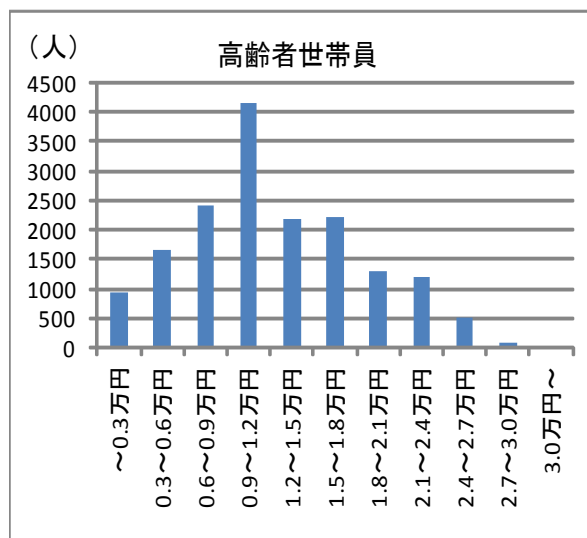
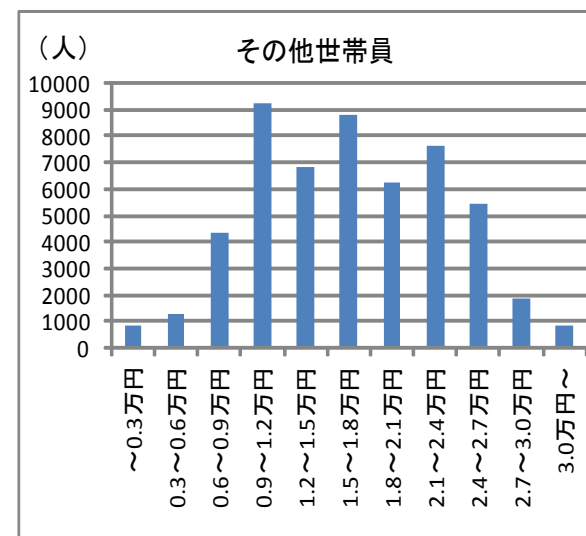
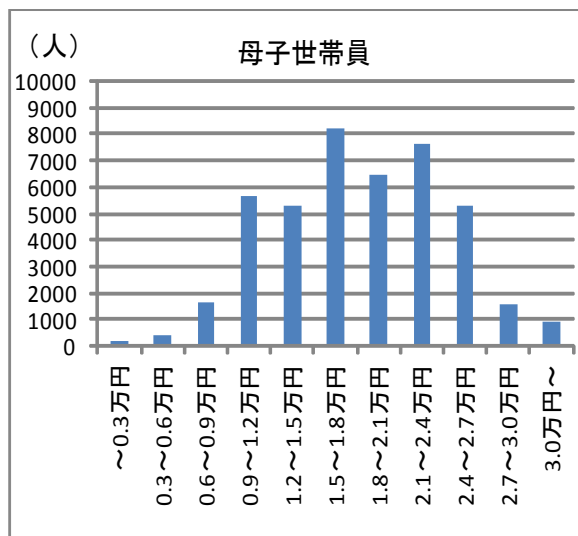
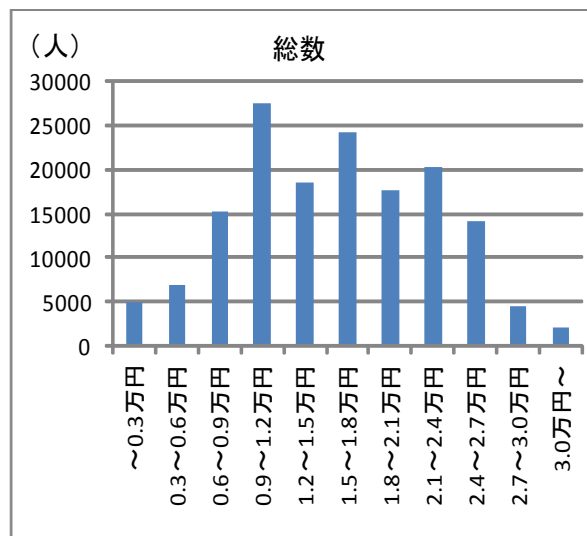
◎世帯類型別の就労者のいる世帯数等

	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害・ 傷病世帯	その他の 世帯
総世帯数(A)	1,216,840	564,350	92,090	415,560	144,840
就労者のいる世帯数(B)	147,650	16,620	41,400	41,140	48,490
(C) = (B) / (A)	12.1%	2.9%	45.0%	9.9%	33.5%
勤労控除適用世帯の平均控除額(実績) (1世帯あたり月額)	23,700円	17,000円	27,300円	19,900円	26,100円
世帯員1人当たり基礎控除額(月額)	15,700円	12,200円	18,300円	13,500円	16,600円

※平成21年被保護者全国一斉調査

世帯員1人当たり基礎控除額(月額)の分布(世帯類型別、平成21年度)

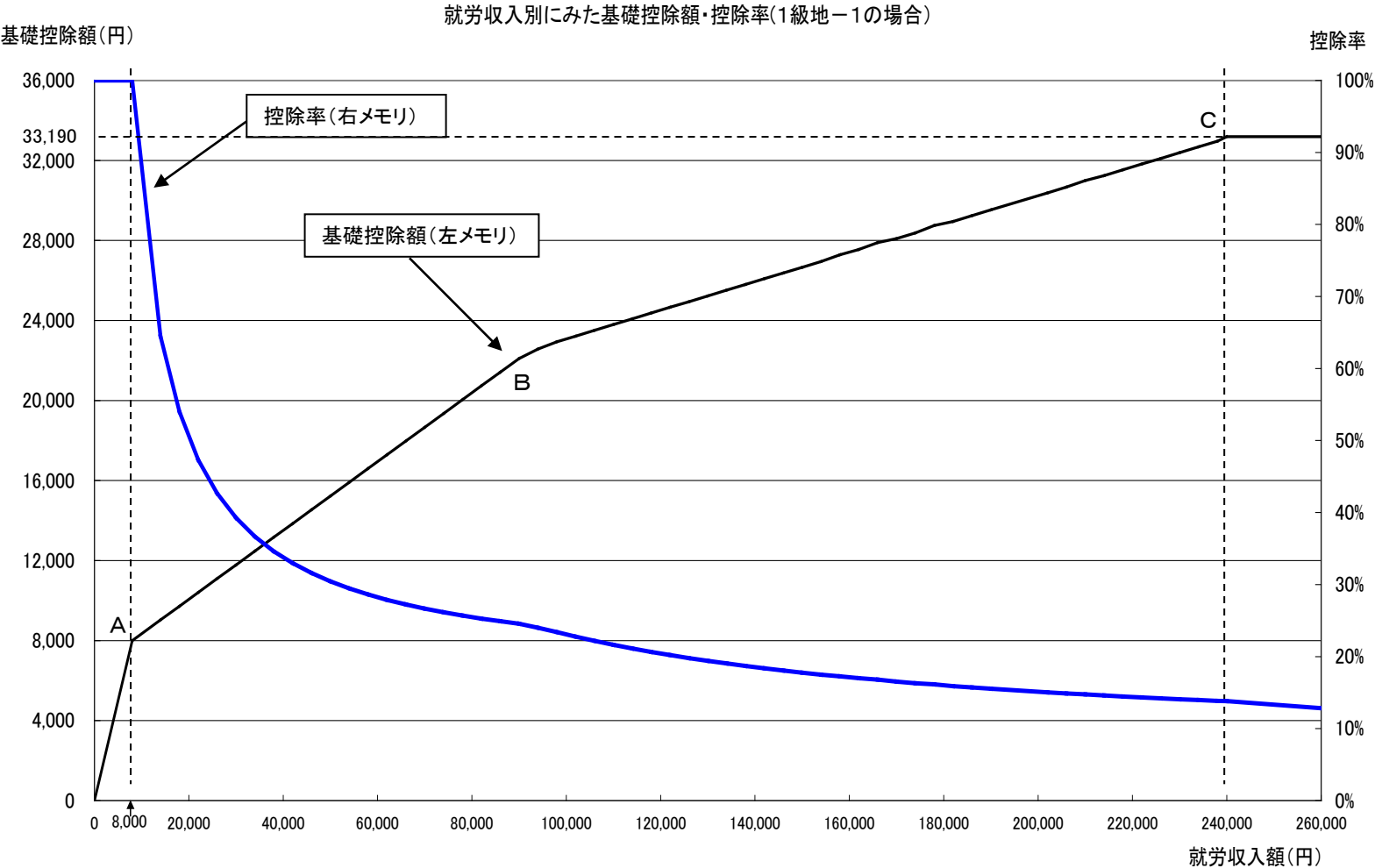
母子世帯員及びその他世帯員は全体よりやや右寄り、高齢者世帯員及び障害・傷病世帯員は全体よりやや左寄りの分布となる。



資料：被保護者全国一斉調査(個別調査)

3 現行の基礎控除の仕組み

- 就労収入額に比例して基礎控除額が増える仕組み。
- 就労収入8,000円までは全額控除となっている。(A)
- 就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円)となっている。(C)



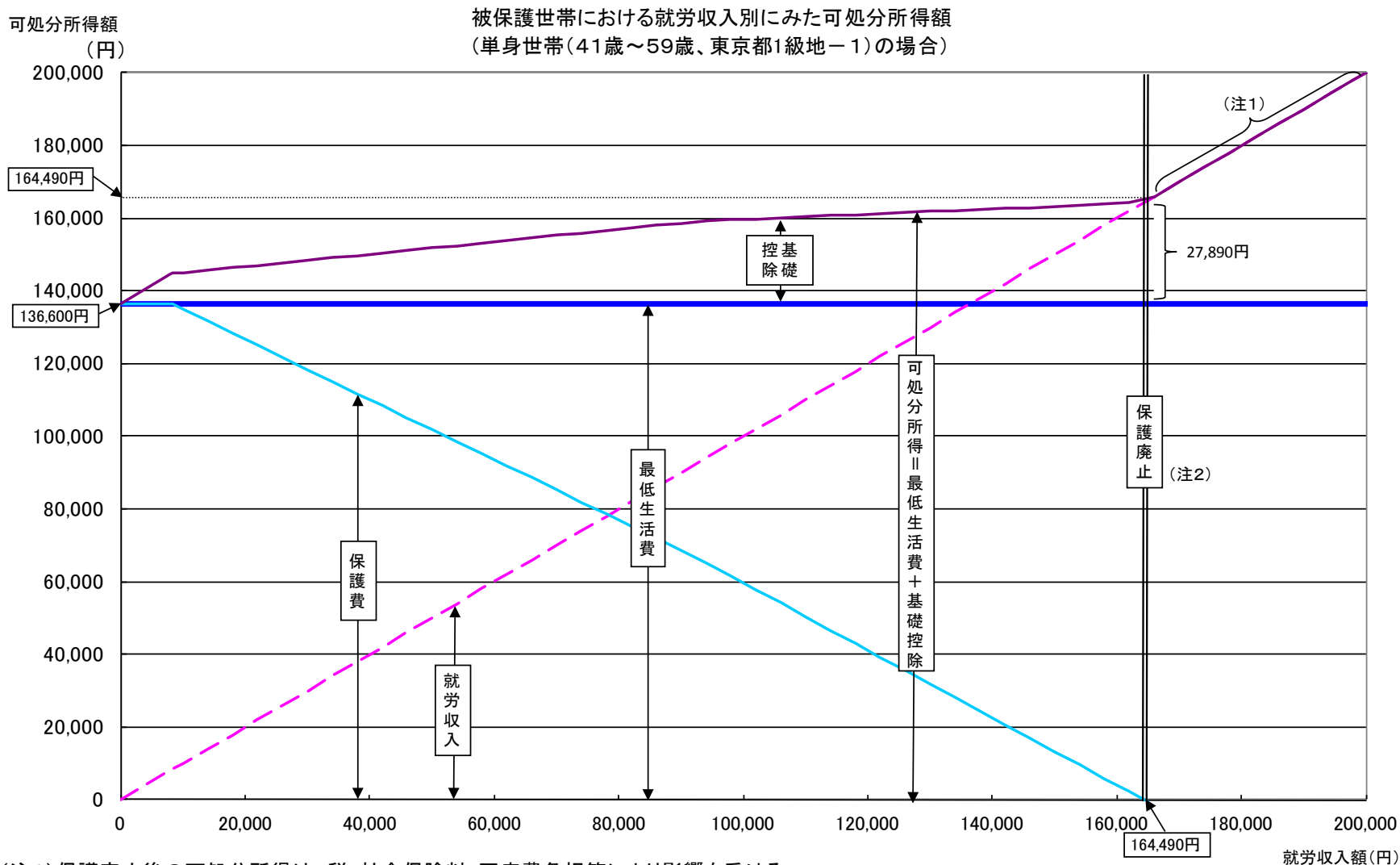
就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	260,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,660円	30,380円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%

(参 考) 基礎控除額表

収入金額区分		1級地		2級地		3級地	
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
円	円	円	円	円	円	円	円
0	～ 8,000	0	～ 8,000	0	～ 8,000	0	～ 8,000
8,001	～ 8,339	8,001	～ 8,000	8,001	～ 8,000	8,001	～ 8,000
	～ 8,339		8,339		8,339		8,339
8,340	～ 11,999	8,340	8,000	8,340	8,000	8,340	8,000
12,000	～ 15,999	9,030	8,000	9,030	8,000	9,030	8,000
16,000	～ 19,999	9,720	8,260	9,720	8,260	9,720	8,260
20,000	～ 23,999	10,410	8,850	10,410	8,850	10,410	8,850
24,000	～ 27,999	11,100	9,440	11,100	9,440	11,100	9,440
28,000	～ 31,999	11,780	10,010	11,780	10,010	11,780	10,010
32,000	～ 35,999	12,470	10,600	12,470	10,600	12,470	10,600
36,000	～ 39,999	13,160	11,190	13,160	11,190	13,160	11,190
40,000	～ 43,999	13,850	11,770	13,850	11,770	13,850	11,770
44,000	～ 47,999	14,540	12,360	14,540	12,360	14,540	12,360
48,000	～ 51,999	15,220	12,940	15,220	12,940	15,220	12,940
52,000	～ 55,999	15,910	13,520	15,910	13,520	15,910	13,520
56,000	～ 59,999	16,600	14,110	16,600	14,110	16,600	14,110
60,000	～ 63,999	17,290	14,700	17,290	14,700	17,290	14,700
64,000	～ 67,999	17,980	15,280	17,980	15,280	17,980	15,280
68,000	～ 71,999	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	15,860
72,000	～ 75,999	19,350	16,450	19,350	16,450	19,350	16,450
76,000	～ 79,999	20,040	17,030	20,040	17,030	20,040	17,030
80,000	～ 83,999	20,730	17,620	20,730	17,620	20,730	17,620
84,000	～ 87,999	21,420	18,210	21,420	18,210	21,420	18,210
88,000	～ 91,999	22,100	18,790	22,100	18,790	22,100	18,790
92,000	～ 95,999	22,570	19,180	22,570	19,180	22,570	19,180
96,000	～ 99,999	22,940	19,500	22,940	19,500	22,940	19,500
100,000	～ 103,999	23,220	19,740	23,220	19,740	23,220	19,740
104,000	～ 107,999	23,510	19,980	23,510	19,980	23,510	19,980
108,000	～ 111,999	23,800	20,230	23,800	20,230	23,800	20,230
112,000	～ 115,999	24,080	20,470	24,080	20,470	24,080	20,470
116,000	～ 119,999	24,370	20,710	24,370	20,710	24,370	20,710
120,000	～ 123,999	24,660	20,960	24,660	20,960	24,660	20,960

収入金額区分		1級地		2級地		3級地	
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
円	円	円	円	円	円	円	円
124,000	～ 127,999	24,940	21,200	24,940	21,200	24,940	21,200
128,000	～ 131,999	25,230	21,450	25,230	21,450	25,230	21,450
132,000	～ 135,999	25,520	21,690	25,520	21,690	25,520	21,690
136,000	～ 139,999	25,800	21,930	25,800	21,930	25,800	21,930
140,000	～ 143,999	26,090	22,180	26,090	22,180	26,090	22,180
144,000	～ 147,999	26,370	22,410	26,370	22,410	26,370	22,410
148,000	～ 151,999	26,660	22,660	26,660	22,660	26,660	22,660
152,000	～ 155,999	26,950	22,910	26,950	22,910	26,950	22,910
156,000	～ 159,999	27,280	23,190	27,280	23,190	27,220	23,140
160,000	～ 163,999	27,550	23,420	27,550	23,420	27,220	23,140
164,000	～ 167,999	27,890	23,710	27,890	23,710	27,220	23,140
168,000	～ 171,999	28,090	23,880	28,090	23,880	27,220	23,140
172,000	～ 175,999	28,380	24,120	28,380	24,120	27,220	23,140
176,000	～ 179,999	28,750	24,440	28,750	24,440	27,220	23,140
180,000	～ 183,999	28,950	24,610	28,950	24,610	27,220	23,140
184,000	～ 187,999	29,240	24,850	29,240	24,850	27,220	23,140
188,000	～ 191,999	29,530	25,100	29,530	25,100	27,220	23,140
192,000	～ 195,999	29,810	25,340	29,810	25,340	27,220	23,140
196,000	～ 199,999	30,240	25,700	30,200	25,670	27,220	23,140
200,000	～ 203,999	30,380	25,820	30,200	25,670	27,220	23,140
204,000	～ 207,999	30,670	26,070	30,200	25,670	27,220	23,140
208,000	～ 211,999	31,000	26,350	30,200	25,670	27,220	23,140
212,000	～ 215,999	31,240	26,550	30,200	25,670	27,220	23,140
216,000	～ 219,999	31,530	26,800	30,200	25,670	27,220	23,140
220,000	～ 223,999	31,820	27,050	30,200	25,670	27,220	23,140
224,000	～ 227,999	32,100	27,290	30,200	25,670	27,220	23,140
228,000	～ 231,999	32,390	27,530	30,200	25,670	27,220	23,140
232,000	～ 235,999	32,680	27,780	30,200	25,670	27,220	23,140
236,000	～ 239,999	32,960	28,020	30,200	25,670	27,220	23,140
240,000	～	33,190	28,210	30,200	25,670	27,220	23,140

- 就労している場合、最低生活費に控除額を加えた額が被保護世帯における実際の可処分所得となる。
- 単身世帯(41歳～59歳、東京都1級地－1)の場合、最低生活費は136,600円(生活扶助及び住宅扶助(上限額53,700円の場合)。医療扶助等は除く。)であるが、保護脱却時の基礎控除額は27,890円であり、可処分所得は164,490円となる。(同可処分所得額は保護廃止の基準となる就労収入である。)



(注1) 保護廃止後の可処分所得は、税・社会保険料・医療費負担等により影響を受ける。

(注2) 定期収入の恒久的な増加により保護を再開する必要がないと認められるときに廃止されるものであって、機械的に廃止されるものではない。

(2) 昭和61年度における改正内容

① 改正の趣旨

勤労に伴う諸々の必要経費を補填するというこれまでの基本的な性格は維持しつつ、職種区分を撤廃するとともに、勤労意欲増進のための経費としての性格を強めるため収入金額比例方式に一元化する。(従前は、業種別基礎控除と収入金額別基礎控除から構成)

② 改正の内容

- 一般低所得勤労者世帯における就労関連経費が勤労収入の増に比例して増加しており、特に知識・教養のための経費の伸びが顕著となっていることから、控除額は収入の金額に比例して増加させる方式に一元化することとし、控除率については、その就労関連経費の支出状況から約20%(一定額を超える分は約7%)とした。(ただし、4,000円※までは全額控除) ※現在は8,000円まで全額控除
- 職種間の就労関連経費は総体的に差がなくなっていることから、職種区分を撤廃。
- 同一世帯内で複数の就労者がいる場合、その就労関連経費には共通する部分があることから、2人目以降の控除額は一定割合を減じる。

国民生活の変化等に対応した生活保護制度のあり方について(意見具申)【抄】(昭和60年12月17日 中央社会福祉審議会)

2 勤労控除制度のあり方

- (1) 勤労控除制度の中の基礎控除は、勤労に伴う追加栄養量及びその他職業的経費を補填するものとしての業種別基礎控除と、勤労意欲を増進するための収入金額別基礎控除から成り立っている。
- (2) しかしながら、今日では、制度創設以来相当の年数を経て、基準生活費の水準の充実及び勤労者の消費構造や就業形態が変化したことに伴い、最低生活保障水準との関係で勤労控除の水準及び職種区分の設定のあり方について検討する必要性が増大している。また、生活保護法の目的の一つである自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう制度を見直す必要がある。
- (3) このような認識のもとに、その基本的あり方について、低所得勤労者世帯の家計消費の状況等、各種の資料をもとに検討した結果、次のような所見を得た。
稼働者と非稼働者の食費の支出の差がなくなっているとともに、家計に占める食費割合の相対的減少傾向に伴い、勤労による追加栄養量の補填分は、ほぼ生活扶助基準で満たされている。また、消費支出における職種間の職業的必要経費は、総体的に差がなくなっている。一方、職業的必要経費は勤労収入の増に比例して増加しており、内容的には被服等の最低限必要となる経費よりも、知識、教養向上等のための経費の伸びが顕著である。
- (4) 以上のことを勘案すると、今後の基礎控除のあり方としては、勤労に伴う職業的必要経費という基本的生活を踏まえつつ、勤労意欲を増進するための経費としての性格を強めていく意味から、職種区分を撤廃し、収入金額比例方式に一元化するとともに、控除額の程度については一般世帯との均衡及び被保護世帯全体の自立を促進するという観点に立ち、従来の個人単位から、世帯単位の収入合算額に着目する方向で検討すべきであるとの結論に達した。

3. 勤労控除の在り方についての論点と検討の方法

○就労に伴う必要経費の補填、勤労意欲の増進を趣旨とした現行の基礎控除の水準は妥当であるか。

(1) 現行の勤労に伴う必要経費はどの程度あるのか。

→ 一般世帯における就労に関連する経費をみる。

(2) 現行の勤労控除では、収入金額比例方式とされているが、実際に収入の増加に応じて必要経費は増加しているか。

→ 就労収入階級別の就労に関連する経費をみる。

○就労インセンティブを効果的に増加する勤労控除の水準や仕組みは妥当であるか。

単に勤労控除額を引き上げると、手元に残る金銭が増加するが、被保護者の自立促進に資するか。

また、保護を受けていない者との公平性にも留意する必要があるのではないか。

→ 上記に留意しつつ、効果的に勤労意欲の増進・自立助長に結びつく勤労控除のあり方はどのようなものが考えられるか。

4. 就労に伴う必要経費の水準について

(1) 就労に関連する経費

○単身世帯における就労に関連する経費は、平均で就労収入の1割程度となっている。

○夫婦子1人世帯における就労に関連する経費についても、平均で就労収入の1割程度となっている。

※就労に関連する経費は、就労に伴う経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出して集計しているものであり、実際には、就労とは関係がない支出が含まれることがあること、また、むしろ家事上の支出と見るべきものも含まれることがあることに留意する必要がある。

一般世帯における就労に関連する経費

単位:円

	単身有業世帯(60歳未満) 年間収入:第1・五分位	夫婦子1人世帯(有業1人) 年間収入:第1・五分位	(備考)就労に関連する経費として集計した品目
集計世帯数	415	756	
①外食費	8,735	8,346	一般外食
②スーツ、ワイシャツ、ネクタイ等の被服費	2,489	1,687	背広服、男子用コート、婦人服、婦人用スラックス、婦人用コート、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ、男子靴、婦人靴
③クリーニング代	180	283	洗濯代
④文房具等の事務用品	230	439	耐久性文房具、消耗性文房具
⑤雑誌、書籍	1,259	1,224	雑誌・週刊誌、書籍
⑥習い事の月謝	156	167	語学月謝、他の教育的月謝
⑦理美容	2,220	1,977	理髪料、パーマ、カット代、化粧品
⑧定期入れ、名刺入れ等の身の回り品	105	215	他の身の回り用品
⑨つきあい費(接待等会社関係のつきあい)	321	586	つきあい費
⑩こづかい	7	14,176	世帯主こづかい
就労に関連する経費合計(①～⑩) (A)	15,702	29,098	
就労収入 (B)	150,270	271,411	
(A)／(B)	10.4%	10.7%	

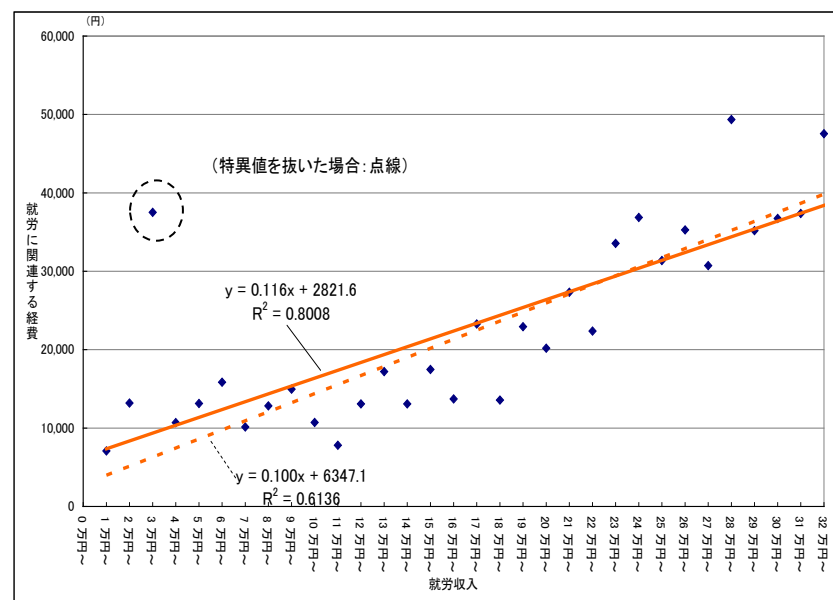
(2) 就労収入階級別にみた就労に関連する経費

- 単身世帯、夫婦子1人世帯のいずれも、就労に関連する経費と就労収入階級の間に正の相関関係がみられる。
- 就労に関連する経費と就労収入の回帰直線の傾きは、約0.1となっており、就労に関連する経費は就労収入が1万円増えるごとに1千円程度増える傾向がみられる。

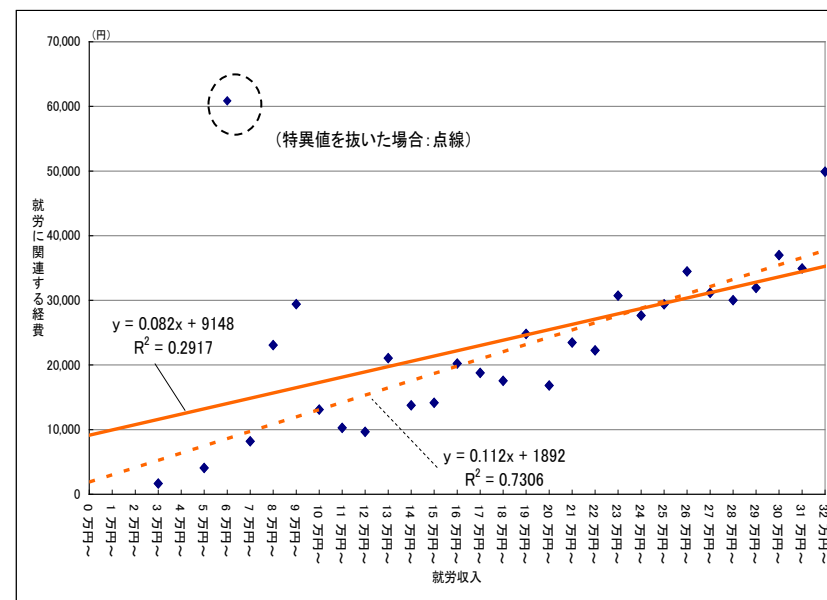
(単位: 円)

世帯類型		集計世帯数	就労に関連する経費の合計																																
			1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円～6万円未満	6万円～7万円未満	7万円～8万円未満	8万円～9万円未満	9万円～10万円未満	10万円～11万円未満	11万円～12万円未満	12万円～13万円未満	13万円～14万円未満	14万円～15万円未満	15万円～16万円未満	16万円～17万円未満	17万円～18万円未満	18万円～19万円未満	19万円～20万円未満	20万円～21万円未満	21万円～22万円未満	22万円～23万円未満	23万円～24万円未満	24万円～25万円未満	25万円～26万円未満	26万円～27万円未満	27万円～28万円未満	28万円～29万円未満	29万円～30万円未満	30万円～31万円未満	31万円～32万円未満	32万円～
単身	有業1人	2,569	－	7,081	13,188	37,517	10,698	13,141	15,851	10,134	12,840	14,971	10,717	7,799	13,090	17,200	13,084	17,472	13,710	23,269	13,570	22,936	20,184	27,334	22,369	33,563	36,876	31,367	35,274	30,718	49,353	35,180	36,743	37,378	47,545
夫婦子1人	有業1人	3,052	－	－	－	1,665	－	4,086	60,854	8,200	23,088	29,415	13,114	10,277	9,667	21,060	13,760	14,166	20,235	18,779	17,551	24,818	16,824	23,474	22,260	30,716	27,649	29,386	34,466	31,167	30,028	31,932	37,004	34,929	49,897

単身世帯



夫婦子1人世帯



資料: 平成16年全国消費実態調査特別集計

生活扶助基準に関する検討会報告書(抜粋)(平成19年11月30日)

2. 生活扶助基準の評価・検証

(5) 勤労控除の在り方

① 基本的な考え方

- 現行の勤労控除は、最低生活費から収入認定額を差し引いた差額を支給する生活保護制度において、勤労収入に応じて一定程度を控除することにより、生活保護受給者の手元に残る金額を増やすことを目的とするものである⁸。
 - 勤労控除としては、基礎控除のほか、特別控除⁹、新規就労控除¹⁰、未成年者控除¹¹があるが、このうち基礎控除が基本となる控除である。基礎控除は、(a)勤労に伴う必要経費の補填に充てること、(b)勤労意欲の増進及び自立の助長を図ること、を目的として、勤労収入8,000円までは全額控除し、それを超える収入については、級地別の上限額(1級地で月額33,190円)での範囲で、収入に比例して控除額が増加する収入金額比例方式が採用されている¹²。
 - 勤労控除については、現行の趣旨・目的に照らして、勤労に伴う必要経費は認められるか評価・検証を行うとともに、現行の仕組みが勤労意欲を効果的に高めるものであるか議論した。
-
- 8 「勤労控除」という表現は、生活保護受給者をはじめ一般的に分かりにくい名称となっている。「手元に残る金額」などのように、生活保護受給者等にとって分かりやすい表現とすることが望まれる。
- 9 「特別控除」は、就労に伴う収入を得ている者について年間を通じて一定の額(上限額150,900円)までを控除するもの。
- 10 「新規就労控除」は、中学校や高等学校を卒業して初めて継続性のある職業に就いた場合などに一定の額(月額10,400円)を就労から6ヶ月間に限り行うもの。
- 11 20歳未満の者が就労収入を得ているときは、一定の額(月額11,600円)を控除するもの。
- 12 例えば、収入が5万円であれば控除額は15,220円、収入が10万円であれば控除額は23,220円となっている。

② 消費実態との比較による評価・検証

- 勤労控除について①の「(a)勤労に伴う必要経費の補填に充てる」という役割については、就労に関連する経費(外食費、被服費、クリーニング代等、就労に伴うと考えられる支出費目)の実態をみると、収入の1割程度となっている。

③ 勤労意欲に関する議論の整理

- 勤労控除について①の「(b)勤労意欲の増進及び自立の助長を図る」という役割については、
 - ア. 収入の増加に伴ってその分保護費が減額されるとすると勤労意欲を阻害すると考えられることから、一定程度の手元に残る金額を増加させる必要があり、
 - イ. 特に、保護からの脱却に資するような仕組みを検討するべきであるが、
 - ウ. どのような仕組みが勤労意欲を高めるかについては、実証的に検証する必要がある。
- 一方、生活保護受給者について勤労控除を引き上げると手元に残る金額を増加させることになり、生活保護を受けずに働いている低所得者層との間で所得の逆転が起きるなどの問題がある。また、法の目的に自立の助長が含まれていることからその目的の範囲内であれば勤労控除により給付額が引き上がることに正当性があるという考え方も示された。
- また、現行制度では、勤労控除で手元に残る金額が増えた場合、生活保護から脱却しにくくなる側面もある。他方、生活保護を受けながら自立を図る世帯を想定した場合、勤労控除には就労を継続するという役割があるという指摘があった。
- したがって、勤労意欲を一層増進する工夫を図るべきであるが、どのような工夫が可能かについては、上記の点を踏まえた検討を行うべきである。

社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案(抜粋)

(平成22年10月20日 指定都市市長会)

I 制度改革提案

1 制度の抜本的改革 ～「働くことができる人は働く」社会へ

(1)提案項目

II 主に生活保護制度の改革にかかわるもの

・集中的かつ強力な就労支援の導入

○就労へのインセンティブが働く制度設計

・就労等収入の本人還付

早期の自立につながるよう、就労等の収入に応じて一定額を積み立てて生活保護から自立する際に本人へ給付する、あるいは、基礎控除について就労を伴う必要経費部分と勤労意欲の助長部分に分け、勤労意欲の助長部分を積み立てて自立する際に給付し、生活保護から自立すると一気に発生する税・社会保険料・医療費等の負担に充当できるようにする。また、自立するまで給付されないため、自立意欲の喚起につながる。

・勤労控除の拡大

未成年者控除の1.5倍程度の増額や、新規就労控除の対象に就労支援プログラム対象者を含めるなど対象の拡大により、若年者の就労意欲を助長する。

・一般世帯との均衡を考慮した保護費の見直し

生活保護費と年金、最低賃金との均衡を図るよう、国へ社会保障制度等の改革を強く要望する。

生活保護受給者に対する就労支援の概要

	対象者	事業内容	実績(平成21年度)
①生活保護受給者等就労支援事業(ハローワークとの連携事業)	就労能力、就労意欲を有し、就労阻害要因がなく、早期に適切な就労支援を行うことで、自立の可能性が見込める方	福祉事務所とハローワークが連携してチームを組み、就労支援プランを策定し、各種の就労支援メニューを実施する事業	支援対象者 : 14,055人 就職・増収件数 : 6,932人 就職率 : 49.3% うち廃止した者 : 894人 (保護の廃止者数は保護課調べ)
②福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム	就労能力・就労意欲は一定程度あるが、就労に当たりサポートが必要な方	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方や面接の練習などを行い、就労を支援する事業	支援対象者 : 42,550人 就職・増収件数 : 12,679人 就職率 : 29.8% うち廃止した者 : 2,022人
③福祉事務所における②以外の就労支援プログラム	①の事業を活用できない方又は②の就労支援員を配置していない福祉事務所の被保護者など	福祉事務所が就労指導を行うためのプログラムを組み、就労支援に関する様々な支援を実施(関係機関との連携などをプログラム化)	支援対象者 : 17,914人 就職・増収件数 : 4,423人 就職率 : 24.7% うち廃止した者 : 1,033人

※ ①は、職業安定局調べ。②③は保護課調べ。

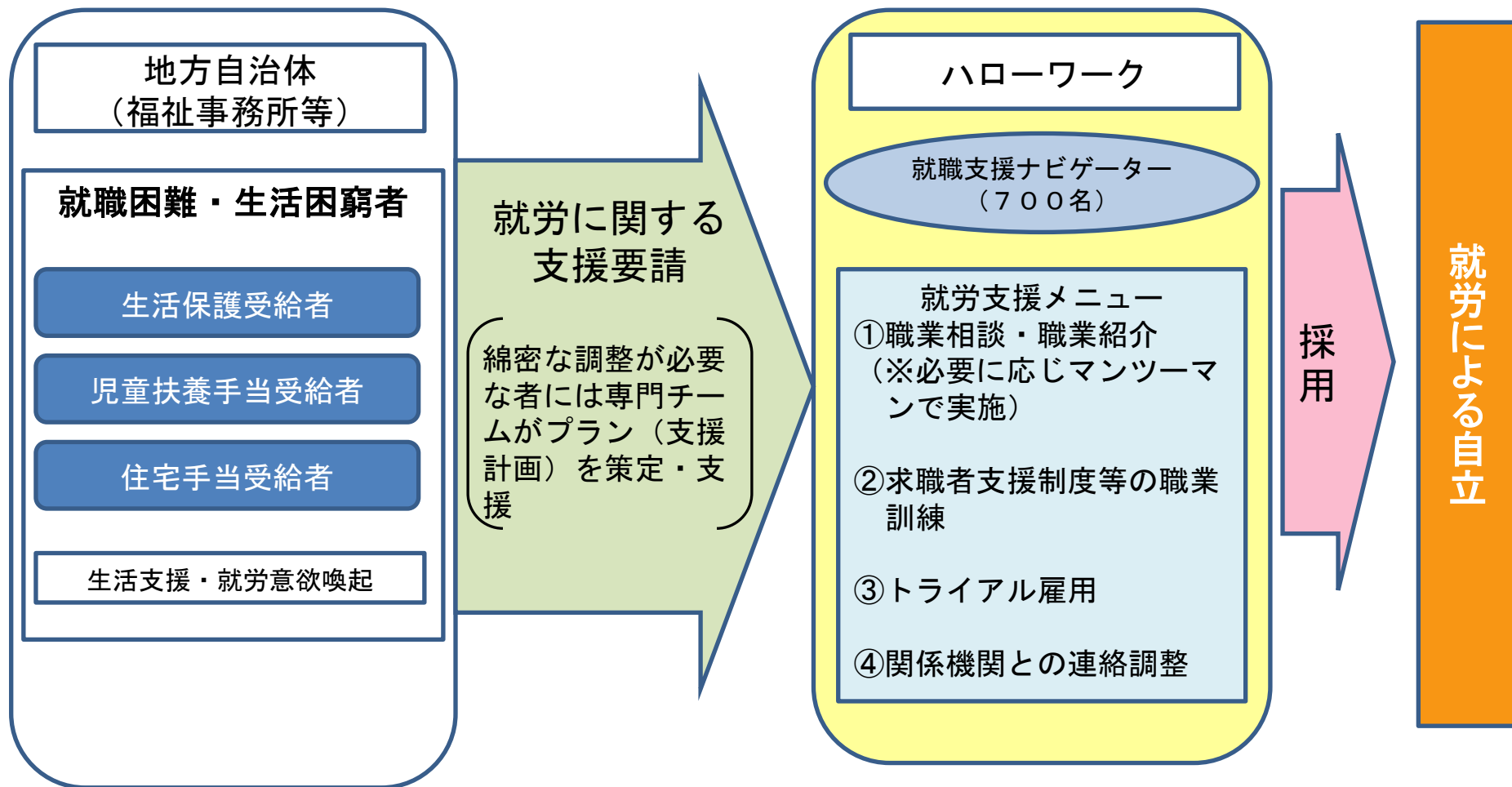
※ ①は全福祉事務所で実施している。

※ ①～③の対象とならない、又は対象としない場合は、ケースワーカー等が就労指導やハローワークへの同行訪問を行うなどの一般的な就労支援を実施している。

※ ①の事業は平成23年度より「福祉から就労」支援事業として、福祉事務所とハローワーク等の間の協定に基づき就労意欲のある者、一定程度ある者、阻害要因がない者を対象とした就労支援を組織的に実施。

就労支援対策の強化（「福祉から就労」支援事業）

○平成23年度から、地方自治体とハローワークの間で、「福祉から就労」支援事業に関する協定（支援の対象者、対象者数、目標、支援手法、両者の役割分担等）を締結する等の連携体制を整備の上、生活保護受給者等を対象に綿密な支援を行い、就労による自立の実現を目指す。



2 各委員からの報告について

これまでの本部会においては、事務局より生活保護制度の現状等について用意した資料の報告を行い、それに関して各委員から様々な意見を出していただく形で議論を行ってきたところ。

そこで、本年9月～11月を目途に、各委員より生活保護基準に関する意見や研究成果などについて各専門分野の視点から報告していただき、今後議論を進めるための論点を明らかにするとともに、今後の全国消費実態調査の特別集計等の方針について検討を行う。

- 現行の生活保護基準においてどのような論点が考えられるか。
- それらの論点について、今後どのような検証方法が考えられるか。
(活用すべき統計調査や集計内容など特別集計における方針)



報告内容例

- ・生活扶助基準の検証に関する様々なアプローチ手法やこれまでの検証手法に関する評価
- ・生活扶助基準体系の在り方
- ・級地制度等生活保護基準における地域差の在り方
- ・効果的な就労インセンティブの設定方法
- ・年金や最低賃金などの他の社会保障制度と生活保護基準との関係
- ・諸外国における生活保護基準の基本的考え方や設定方法の紹介
- ・その他生活保護基準に関するこれまでの研究成果

【報告の流れ】

本年9月:2名の委員より報告、10月:3名の委員より報告、11月:3名の委員より報告